

神奈川県

E V 普通充電設備整備費補助金

補助事業実施の手引 (事業所・月極駐車場用) (令和 8 年度版)

<注意事項>

- 本手引は、事業所又は月極駐車場に E V 普通充電設備を整備する場合の手引です。
- 充電用コンセントを整備する場合は、2 基以上設置が必要です（「運送事業等」の用に供する事業所を除く）。
- 補助事業の実施に当たっては、土地の規制に関する法令並びに土地及び建物の使用権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。充電設備の整備後に土地等の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。
- 県の交付決定より前に、E V 普通充電設備の設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には 1 か月以上かかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の 1 か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和 9 年 3 月 24 日（水）までに完了し、完了日の翌日から起算して 2 か月以内又は令和 9 年 3 月 24 日（水）17 時のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください（必着）。

行政書士又は行政書士法人でない者が、法に別段の定めがある場合を除き、報酬を得て官公署に提出する書類の作成を行うことは、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）で禁止されています。

補助金の申請にあたっては、行政書士法に抵触しないようご注意ください。

— 目次 —

令和7年度からの主な変更点	2
はじめに	3
1 補助の概要	5
2 補助事業の実施の流れ	5
3 補助の内容	6
3－1 補助対象者	6
3－2 補助対象設備	7
3－3 補助事業の要件	8
3－4 補助対象経費	9
3－5 申請可能な基数の上限	11
3－6 補助額	12
4 交付申請	13
4－1 受付期間	13
4－2 補助事業の着手	13
4－3 交付申請の方法	14
4－4 提出書類	14
4－5 交付申請に当たっての留意事項	22
5 交付・不交付の決定	22
6 補助事業の実施	22
6－1 実施状況の確認	22
6－2 事業計画の変更	23
6－3 補助事業の中止・廃止	24
6－4 補助事業の実施に当たっての留意事項	24
7 補助事業の完了	25

— 目次（続き） —	
8 実績報告	25
8－1 実績報告書類の提出期限	25
8－2 実績報告の方法	26
8－3 提出書類	26
8－4 実績報告に当たっての留意事項	32
9 補助金の交付	32
9－1 補助対象設備の管理	33
9－2 補助対象設備の処分	33
9－3 補助対象設備の広報	34
10 問合せ先	34
10－1 問合せ先	34
10－2 書類の提出先（郵送の場合）	34

令和7年度からの主な変更点

- ・設置先施設の区分を統合しました。

令和7年度		令和8年度	
運送事業所等	・運送事業等を営む個人事業者 ・運送事業等を営む法人	事業所	・運送事業等を営む個人事業者
その他の事業所	法人		・法人

- ・利益等の排除に関する取扱いについて整理しました。（10 ページ）
- ・補助対象経費に設置工事費が含まれなくても、補助金交付申請額に補助上限額が適用される場合は、設備費のみで申請することとしました。（12 ページ）

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
月極駐車場	1 か月単位以上で賃貸借契約を行う駐車場をいいます。
「運送事業等」	次のいずれかの事業をいいます。 (1) バス・タクシー事業で、次のいずれかに該当するもの ア 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業 イ 一般乗用旅客自動車運送事業 ウ 特定旅客自動車運送事業 (2) 貨物自動車運送事業で、次のいずれかに該当するもの ア 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業 イ 貨物軽自動車運送事業 (3) レンタカー・カーシェア事業のうち、自家用自動車有償貸渡業に該当するもの
E V 普通充電設備	E V に充電するための一基当たりの定格出力が10キロワット未満の設備であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、V 2 H 充給電設備等（E V に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、E V と建物の間で電力の充給電を行う設備をいう）を除きます。
普通充電設備	漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有し、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
充電用コンセント	E V に付属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応のE V 専用のプラグの差込口をいいます。
充電用コンセントスタンド	充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいいます。
経済産業省補助金	経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターがE V 充電インフラの整備に関して交付する補助金のことをいいます。 <参考>経済産業省補助金（充電インフラ）の案内ページ https://www.cev-pc.or.jp/#no02
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。

要領	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助事業実施の手引（事業所・月極駐車場用）」（この手引）のことをいいます。
補助事業	県内の事業所又は月極駐車場にE V 普通充電設備を整備する事業のことをいいます。
電子申請システム	e-kanagawa電子申請システムのことをいいます。

1 補助の概要

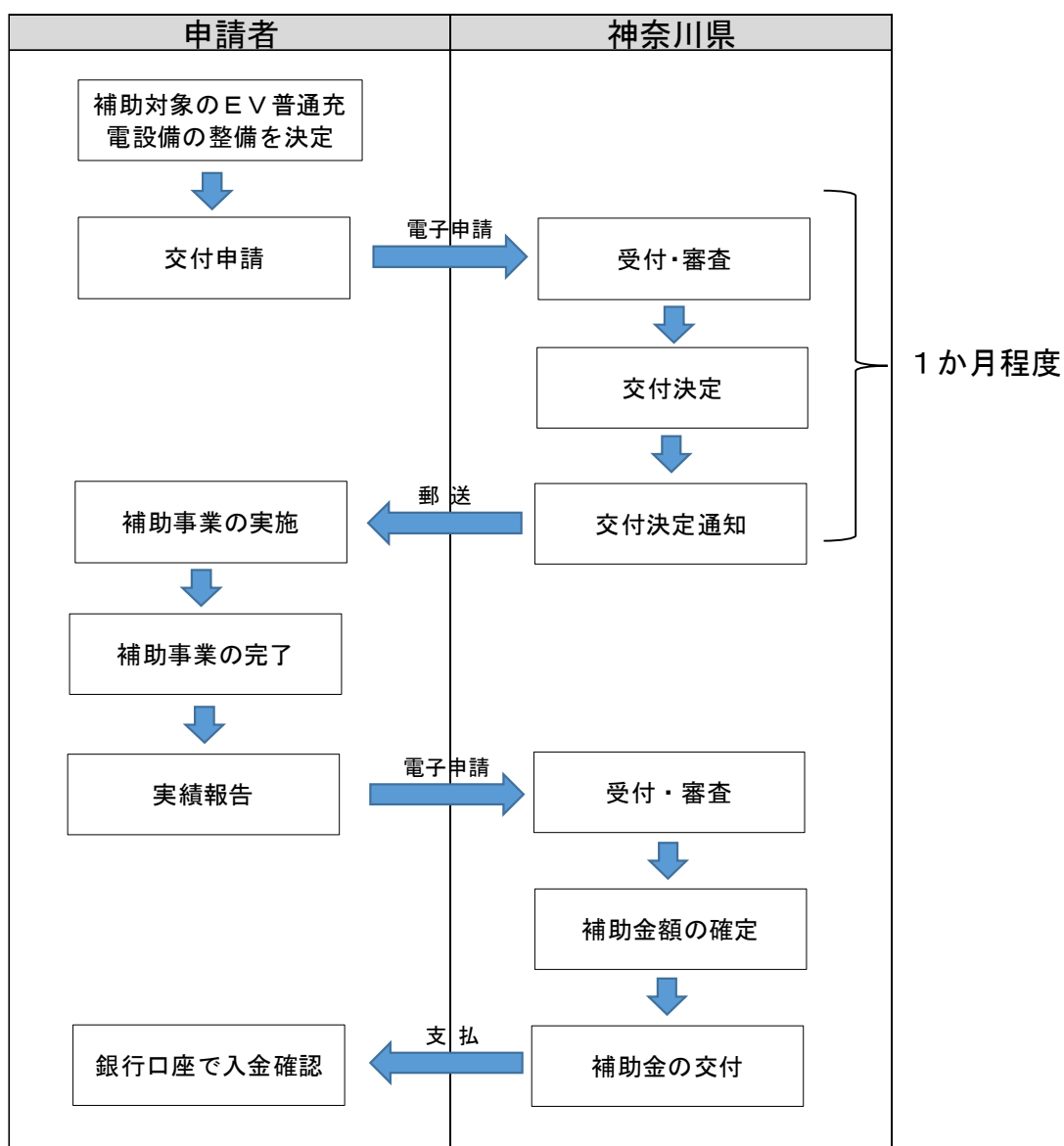
県内の事業所又は月極駐車場にEV普通充電設備を整備する（※）場合に、経費の一部を補助します。

※ 詳しくは「3-3 補助事業の要件」を確認してください。

○ 予算

1,500 万円

2 補助事業の実施の流れ



3 補助の内容

3-1 補助対象者

(1) 事業所

E V 普通充電設備の所有者となる法人又は「運送事業等」を営む個人事業者です。
ただし、公共法人（※）は除きます。

※ 国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人をいいます。

(2) 月極駐車場

E V 普通充電設備の所有者となる法人、個人事業者又は個人です。ただし、公共法人（※）は除きます。

※ 国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人をいいます。

・ 申請者がリース事業者の場合は、次の要件を全て満たす必要があります。

申請者がリース事業者の場合の要件
(1) E V 普通充電設備の使用者（リース先）の同意を得て <u>リース事業者と使用者（リース先）が補助事業者になる（※）</u> こと。
(2) リース事業者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む）を行い、補助金の交付を受けること。
(3) 補助金相当額が補助事業で導入する E V 普通充電設備の <u>使用者（リース先）に還元されるようにすること</u> 。
(4) リース契約期間が財産処分制限期間（5 年）以上であること。

※ 事業所の場合、個人事業者（「運送事業等」を営む者を除く）・個人は対象外（リース事業者及び使用者のいずれにもなることができません）

・ 複数の者で E V 普通充電設備を所有する場合は、所有者全員が補助事業者となる（※）ものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む）を行い、補助金の交付を受けるものとします。

（例）E V 普通充電設備の補助対象経費を負担する者が複数いる場合

※ 事業所の場合、個人事業者（「運送事業等」を営む者を除く）・個人は対象外（補助事業者になることができません）

3-2 補助対象設備

補助対象設備は、次の要件を全て満たす必要があります。

補助対象設備の要件
(1) 経済産業省補助金の交付対象(※)となるEV普通充電設備であること。ただし、V2H供給電設備等は除きます。
(2) 未使用品であること(中古品又は新古品ではないこと)。
(3) 補助事業者が、EV普通充電設備を設置する土地の使用権原を有していること(借地の場合は、土地の使用許諾及びEV普通充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること)。
(4) 指定管理業務の範囲である事業で整備するEV普通充電設備ではないこと。
(5) 他の取引との相殺払い、電子手形その他の手形による支払及び裏書譲渡並びにファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売並びにローン契約等により整備するEV普通充電設備ではないこと。

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表を参照してください。
一覧は更新される場合があります。最新の情報は経済産業省補助金のホームページを確認してください。

3-3 補助事業の要件

(1) 事業所

次の要件を全て満たす必要があります。

事業所の要件			
ア 事業所及び駐車場の <u>両方が県内</u> に位置すること。			
イ 事業所の従業員以外の者に使用させるための設備ではないこと（※）。 ・ <u>従業員の通勤用車両や事業所の業務用車両の駐車区画</u> に整備する場合は補助の対象です。			
ウ 「運送事業等」の用に供する事業所に整備する場合を除き、 <u>充電用コンセントは、2基以上整備</u> すること。			
補助事業者	設備の用途	充電用コンセント	普通充電設備 充電用コンセントスタンド*
個人事業者	「運送事業等」	1基以上	1基以上
法人	「運送事業等」		
	<u>「運送事業等」以外</u>	<u>2基以上</u>	

※ 公共用のEV普通充電設備を整備する場合は、補助事業実施の手引（公共用）を確認してください。

※自宅兼事業所に整備する場合、居住者の用に供する設備は補助の対象外です。

(2) 月極駐車場

次の要件を全て満たす必要があります。

月極駐車場の要件
ア 駐車場の利用者に使用させるために整備すること。 ・駐車場の所有者（オーナー等）専用のEV普通充電設備は <u>補助の対象外</u> です。
イ <u>充電用コンセントは、2基以上整備</u> すること。 充電用コンセントを1基のみ整備する場合は、補助の対象外です。

3-4 補助対象経費

EV普通充電設備の設備費と設置工事費に係る経費です。

- ・ 値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・ 消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ 設置工事費に計上できる**設置工事**は、次のとおりです。

基礎・据付工事、搬入・運搬、電気配線工事、通信線工事、配管工事、ブレーカー工事、開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、高圧受変電設備設置工事、同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置（以下「特別措置」という）に基づく受電工事（電力会社が申請者等に請求する工事負担金）、ライン引き工事、路面表示工事（充電スペースであることの視認性を高めるもの）、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事（著しく華美な電灯等は除く）

- ・ その他、**設置工事費と認められる費用**は、次のとおりです。

雑材・消耗品費、養生費、図面作成費、レイアウト検討費、特別措置における電力会社立会・協議費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費、一般管理費、法定福利費、現場管理費、共通仮設費、石綿障害予防規則に基づく事前調査費、その他設置に係る費用で知事が必要と認めるもの

- ・ 次の費用は補助対象経費から除きます。

- ・ 交付申請するE V 普通充電設備以外の充電設備を将来整備するための配管・配線その他の用途に利用するための部材費・労務費
- ・ E V 普通充電設備の稼働試験、E V等のレンタル費用
- ・ 監視カメラ等の防犯システム及び消火器等の防災設備
- ・ 既存駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルト等の舗装でない場合）
- ・ 既設のE V 充電設備の撤去工事や移設・処分
- ・ その他既存物・廃材の撤去工事や移動・処分
- ・ 特別措置以外の電力契約に関する費用
- ・ 特別措置に基づく受電工事費のうち、電力会社が発行した請求書に記載された負担金以外の費用
- ・ 客先協議費、申請手続代行費（電力会社等への申請手続費用を含む）
- ・ その他知事が対象外と認めるもの

- ・ 補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、利益等を除いた金額とします。他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）

※ E V 普通充電設備をリースにより整備する場合は、補助事業者のうち、使用者（リース先）に限ります。E V 普通充電設備を複数で所有する場合は、所有者全員をとします。

- ・ 利益等排除の方法については、神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）を確認してください。

※ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge_r8.html

3－5 申請可能な基数の上限

(1) 事業所

1つの事業所につき、原則 20 基までとします。

レンタカー・カーシェアリングのステーションに整備する場合は、原則として 1 つのステーションにつき 20 基までとします。

(2) 月極駐車場

1つの駐車場につき、原則 20 基までとします。

3-6 補助額

1 基当たりにつき次のうちいずれか低い額です（千円未満は切捨て）。

(1) 普通充電設備・充電用コンセントスタンドの場合

ア	補助対象経費の額
イ	<u>15万円</u> （補助上限額）
ウ	補助対象経費から国の補助金等の金額（※）を控除した額

(2) 充電用コンセントの場合

ア	補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じた額（1円未満切捨て）
イ	<u>10万円</u> （補助上限額）
ウ	補助対象経費から国の補助金等の金額（※）を控除した額

※ 名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものとします。原則として交付決定額とします。

- ・ 国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、(1)ウ及び(2)ウは国の補助金等の交付決定見込額で計算してください。
- ・ 補助対象経費に設置工事費を含めなくても、(1)イ及び(2)イの補助上限額が適用されることが明らかな場合は、設置工事費の申請は省略できます。

事業計画書（別表3第1号様式別紙1）「4 補助金交付申請額の算出」の申請区分欄で「設備費」を選択し、補助対象経費は設備費のみ記載してください。

注意事項
県の交付決定後に補助額を増額することはできません。 補助事業者の責任で十分申請内容を精査して申請してください。

- ・ 市町村の補助金を受ける場合で、EV普通充電設備の補助対象経費に対する国の補助金額、県の補助金額、市町村の補助金額を合計した金額がEV普通充電設備の補助対象経費の額を上回るときは、事前に補助金を受ける市町村に相談してください。

4 交付申請

4-1 受付期間

受付期間
令和8年4月30日（木）から令和8年12月28日（月）17時（必着）まで

- ・ 補助事業の着手の予定日の1か月以上前に交付申請書を提出してください（着手に当たる行為については「4-2 補助事業の着手」を確認してください）。
- ・ 審査に1か月以上かかることがあります。書類に不備等がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもって交付申請してください。
- ・ 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合は、国の交付決定通知書（写し）を交付申請時に提出してください（国の補助金等の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、実績報告時に提出してください）。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切る場合があります。
- ・ 予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります（審査は別途行います）。
- ・ 受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge_r8.html

4-2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

補助事業の着手に当たる行為
EV普通充電設備に係る設置工事の着工

- ・ 設置工事の具体例は、「3-4 補助対象経費」を確認してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬を除く）が、着工に当たる行為です）。
- ・ 設置工事費を補助対象経費として申請していない場合でも、補助対象となる設置工事（搬入・運搬を除く）のいずれかの着工が補助事業の着手に当たります。

4-3 交付申請の方法

電子申請システムにより提出してください。

提出先（電子申請システム）	
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=120145&accessFrom=offerList	

- 紙媒体で提出する場合は、**郵送**で提出してください。持込みでの提出は受け付けません。

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類	事業所			月極駐車場		
		法人	「運送事業等」を営む個人事業者	リース事業者	法人	個人事業者 個人	リース事業者
1	E V 普通充電設備整備費補助金交付申請書（別表3第1号様式）	○	○	○	○	○	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業計画書（別表3第1号様式別紙1）	○	○	○	○	○	○
3	見積書の写し	○	○	○	○	○	○
4	E V 普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△	△	△
5	E V 普通充電設備等の仕様が確認できるもの	○	○	○	○	○	○
6	申請者等の確認書類	○	○	○	○	○	○
7	役員等氏名一覧表（別表3第1号様式別紙2）	○	—	○	○	—	○
8	共同申請同意書（別表3第1号様式別紙3）	—	—	○	—	—	○
9	土地の使用権原の確認書類 （土地の登記事項証明書又は土地の使用及びE V 普通充電設備の設置に関する許諾書）	○	○	○	○	○	○
10	補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状 （別表3第1号様式別紙4）	△	△	△	△	△	△
11	工事着工前の要部写真	○	○	○	○	○	○
12	設置場所見取図	○	○	○	○	○	○
13	利益等の排除に関する書類	△	△	△	△	△	△
14	国の補助金等の交付決定通知書の写し	△	△	△	△	△	△
15	事業所の所在を証する書類	○	○	○	—	—	—
16	月極駐車場の賃貸借に係る契約書の写し	—	—	—	○	○	○
17	その他知事が必要と認める書類	△	○※	△	△	△	△

- ：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※ 国土交通大臣の許可を受けたこと等を証する書類の写し

- 様式は、神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge_r8.html

(1) 神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金交付申請書（別表 3 第 1 号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金事業計画書（別表 3 第 1 号様式別紙 1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

注意事項
充電用コンセントの場合は、2 基以上で申請してください（「運送事業等」の用に供する事業所を除く）。

- ・利益等排除の対象となる調達がある場合は、見積書に記載の金額から利益等相当額を除いた金額を、補助対象経費として記載してください。
- ・「4 補助金交付申請額の算出」の B 欄については、充電用コンセントの場合は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額を計算し、1 円未満切捨てのうえ記載してください。普通充電設備又は充電用コンセントスタンドの場合は算出不要です。

(3) 見積書の写し

- ・見積書から E V 普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(4)を提出してください。
- ・内訳が「材工一式」、「配線工事一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費や労務費など内訳を記載した(4)を提出してください。
- ・E V 普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの見積書を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る見積書のみで可とします）。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・見積書に EV 普通充電設備以外の工事費が記載されている場合は、当該見積書のすべてのページを提出してください。

(4) EV普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できる書類を提出してください（(3)で内訳が確認できる場合は提出不要）。

- ・「材工一式」「配線工事一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費は品目名、型式、数量、数量単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。労務費は人工数、人工単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。
- ・設置工事費を申請しない場合は、設備費が確認できれば可とします。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) EV普通充電設備等の仕様が確認できるもの

申請内容に応じて次の書類を提出してください。

申請内容	提出書類
EV普通充電設備（必須）	経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表の該当設備が記載されたページ
デマンドコントローラー及び課金デバイス（設置工事費に含める場合）	当該機器のメーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書等

(6) 申請者等の確認書類

申請者等の区分に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

申請者の区分	提出書類
法人	現在事項若しくは履歴事項証明書（※１）又はこれに代わるもの
個人事業者又は個人（月極駐車場の場合のみ）	補助事業者本人について、次のいずれかの書類を提出 ア 運転免許証（※２）の写し イ マイナンバーカード（おもて面）の写し（※３） ウ 住民票の写し（※１）
リース事業者	・リース事業者に関する上記の書類 ・使用者（リース先）に関する上記の書類

※１ 発行日から３か月以内の原本又は写し。登記情報提供サービスから出力したものは受け付けません。

※２ 住所変更等の記載がある場合は両面

※３ 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）が記載された書類は絶対に提出しないでください。

（例）マイナンバーカードのうら面の写し
個人番号が記載された住民票の写し

(7) 役員等氏名一覧表（別表３第１号様式別紙２）

申請者が法人の場合、又は申請者がリース事業者で使用者（リース先）が法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) 共同申請同意書（別表３第１号様式別紙３）

申請者がリース事業者の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(9) 土地の使用権原の確認書類

土地の区分によって次の書類を提出してください。

土地の区分	提出書類
ア 補助事業者のみが所有者である土地	土地の登記事項証明書（※１）
イ 補助事業者と第三者の共有地	土地の使用及びE V 普通充電設備の設置に関する許諾書、又はこれに代わるもの（※２）
ウ 借地 (補助事業者が所有権を有さない土地)	土地の使用及びE V 普通充電設備の設置に関する許諾書、又はこれに代わるもの（※２）

※１ 発行日から３か月以内の原本又は写しを提出してください。登記情報提供サービスから出力したものは受け付けません。

※２ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

- ・ E V 普通充電設備を財産処分制限期間（５年）以上設置することの許諾を土地所有者から得たうえで申請してください。

注意事項
充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

(10) 補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状（別表３第１号様式別紙４）

補助事業者が複数いる場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

※ 委任者全員について、(6)と同様の確認書類を併せて提出してください。

(11) 工事着工前の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

ア E V 普通充電設備を設置予定の充電スペース全景写真
イ 充電スペースを造成する場合は、充電スペースの造成予定場所の写真

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

- ・ 複数基設置する場合は、識別番号（①、②…など）を付してください。

※ 実績報告時に提出する完成後の要部写真にも同じ番号を記載してください。

(12) 設置場所見取図

次の項目が記載された図面を提出してください。

- ・設置先施設の名称
- ・図面の作成者（所属組織名等）
- ・充電スペース

・一部又は全部を手書きした図面や、市販の地図等に必要事項を記載して作成した図も可とします。

・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

・経済産業省補助金の記載例（※）を参照して作成してください。

※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R7ho/R7h_juden_tenpu_koufu_mitori.pdf

(13) 利益等の排除に関する書類

補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から調達（工事等を含む）する場合は、提出してください。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）

※ E V 普通充電設備をリースにより整備する場合は、補助事業者のうち、使用者（リース先）に限ります。E V 普通充電設備を複数で所有する場合は、所有者全員とします。

・他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

・利益等排除の方法や確認書類については、神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）を確認してください。

※ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge_r8.html

(14) 国の補助金等の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合は、交付決定通知書の写しを提出してください。

- ・国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、事業計画書の「4 補助金交付申請額の算出」に記載した国の交付決定見込額について確認できる書類を提出してください。

(15) 事業所の所在を証する書類

事業所の場合は、提出してください。

(例) 事業所の住所が掲載された自社ホームページの写し

- ・(6)に事業所の所在に関する記載がある場合は、提出を省略することができます。

(16) 月極駐車場の賃貸借に係る契約書の写し

月極駐車場の場合は、提出してください。

- ・月額賃料の記載など、1 か月単位以上の契約であることが確認できるものを提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・申請と無関係の個人情報等が含まれる場合は、必要な黒塗り等を行った上での提出を可とします。

(17) その他知事が必要と認める書類

審査に必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V 普通充電設備を整備する場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請するときは、電力会社に提出し受領された当該契約の「申込書」及び電力会社が発行した「請求書」の写しを提出してください。
「申込書」や「請求書」の写しを申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出することとし、申請時は電力会社との協議結果に基づく見込額等が分かる書類で代えることも可とします。

- ・「運送事業等」の用に供することを示す必要がある場合（個人事業者が申請する場合又は充電用コンセントを1基整備する場合）は、国土交通大臣の許可を受けたこと等を証する次のいずれかの書類の写しを提出してください。

区分	提出書類
ア 一般乗合旅客自動車運送事業者・ 一般貸切旅客自動車運送事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
イ 一般乗用旅客自動車運送事業者	道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
ウ 特定旅客自動車運送事業者	道路運送法第43条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
エ 一般貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
オ 特定貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業法第35条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
カ 第二種貨物利用運送事業者	貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し
キ 貨物軽自動車運送事業者	事業を営む者として届出していることを証する書類の写し
ク 自家用自動車有償貸渡業者	道路運送法第80条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し

- ※ 国土交通大臣の許可を受けたこと等を証する書類がない場合は、運輸局から証明を受けた「証明願」を提出してください。
- ※ 申請者が充電サービスを提供する者又はリース事業者の場合は、整備先事業所から入手して提出してください。
- ※ 事業所を新設する場合で、交付申請時に書類を提出できない場合は、実績報告時に提出してください。

4-5 交付申請に当たっての留意事項

- ・ 交付申請書類一式（郵送で提出する場合は写し）を控えとして保管してください。
- ・ 提出された交付申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書類を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・ 交付決定通知書（別表3第2号様式）は申請者に郵送します。
- ・ 交付決定通知書は事業終了後も必要となります。大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知書を受領した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

注意事項
<u>交付決定通知の受領前に</u> 補助事業の着手に当たる行為（詳しくは「4-2 補助事業の着手」を確認してください）を行った場合は、 <u>補助金を交付できません。</u>

- ・ 次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

- | |
|---|
| ア 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了する見込みのない場合 |
| イ 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了しない場合 |
| ウ 補助事業の遂行が困難となった場合 |

6-1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額（交付決定通知書に記載）にその 20%を超える影響を及ぼす（減額となる）ときは、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金変更承認申請書（別表 3 第 4 号様式）
変更承認共同申請同意書（別表 3 第 4 号様式別紙）
※ <u>申請者がリース事業者の場合のみ</u>
変更内容が確認できる書類

（例）交付決定額が 50 万円の場合

変更後の事業計画に基づき交付申請額を再計算すると 40 万円未満になる場合は、変更承認申請が必要です（計算方法は「3-6 補助額」を確認してください）。

- ・見積書に基づき県の交付申請額を算出した場合で、実際の契約額において見積額から値引きがあったときに、県が交付決定額に影響を及ぼす（減額となる）ケースがあります。
- ・ 交付決定額の 20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。
（実績報告時に、事業結果報告書に必要事項を記載してください）
- ・経済産業省補助金を受ける場合であって、当該補助金の取下げに該当する次の計画変更の必要性が生じた場合は、速やかに県に連絡してください。

経済産業省補助金の取下げに該当する計画変更
申請者、リース契約の有無、E V 普通充電設備の設置場所住所、E V 普通充電設備の販売会社又は工事施工会社、E V 普通充電設備の基数・出力

6-3 補助事業の中止・廃止

県が交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

補助事業を中止・廃止しようとする場合に提出が必要な書類
神奈川県E V普通充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（別表3第7号様式）
中止・廃止承認共同申請同意書（別表3第7号様式別紙）
※ <u>申請者がリース事業者の場合のみ</u>

6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

土地の規制に関する法令並びに土地及び建物の使用権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。

注意事項
充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

・次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- | |
|--|
| ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 |
| イ 補助金を他の用途に使用したとき。 |
| ウ 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。 |
| エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。 |

7 補助事業の完了

次の3つが全て完了することをいいます。

- ア EV普通充電設備の引渡し又は設置工事の完了
- イ 代金支払の完了
- ウ EV普通充電設備を整備した建物の引渡し

- ・補助事業は令和9年3月24日（水）までに完了しなければなりません。

8 実績報告

8-1 実績報告書類の提出期限

次のいずれか早い日までです。

- ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内
- イ 令和9年3月24日（水）17時（必着）
（補助事業完了の期限と同日です。御注意ください）

- ・実績報告書類は提出期限までに不備のない状態で提出してください。
- ・提出期限が、県の休日に当たる場合は、その休日の前日までに提出してください。
（例）補助事業が令和8年11月2日（月）に完了した場合、
2か月後の令和9年1月2日（土）は県の休日に当たるため、
提出期限は、休日に入る前の令和8年12月28日（月）となります。
- ・補助事業が完了した時期ごとの、実績報告書類の提出期限は次のとおりです。

補助事業が完了した時期	提出期限
令和9年1月24日（日）まで （令和8年10月29日から11月3日を除く）	完了した日から2か月以内
令和8年10月29日（木）から11月3日（火）まで	令和8年12月28日（月）
令和9年1月25日（月）から3月24日（水）まで	令和9年3月24日（水）17時

- ・県から不備書類等の連絡をする場合があります。連絡を受けた場合は速やかに対応してください。審査には時間を要する場合があります。期限に余裕をもって提出してください。

8-2 実績報告の方法

電子申請システムにより提出してください。

提出先（電子申請システム）
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=120150&accessFrom=offerList

- ・紙媒体で提出する場合は、**郵送**で提出してください。持込みでの提出は受け付けません。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類	
1	E V 普通充電設備整備費補助金実績報告書（別表 3 第10号様式）	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業結果報告書 （別表 3 第10号様式別紙 1）	○
3	振込先口座情報の確認書類	○
4	発注書の写し	○
5	請求書の写し	○
6	E V 普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△
7	領収書の写し、金融機関発行の振込証等	○
8	設置完了証明書（別表 3 第10号様式別紙 2）	○
9	完成後の要部写真	○
10	完成後の設置場所見取図	○
11	保証書	○
12	国の補助金等の交付決定通知書の写し（交付申請時に未提出の場合）	△
13	E V 普通充電設備のリースに係る契約書の写し	△
14	その他知事が必要と認める書類	△

- ・ ○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの
- ・ 申請書の様式は、神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。
- ※ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge_r8.html

(1) 神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金実績報告書（別表 3 第 10 号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県 E V 普通充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表 3 第 10 号様式別紙 1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

- ・ 交付決定額にその 20%を超える影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、変更した内容が分かる書類を併せて提出してください。
- ・ 交付申請時に区分「設備費」を選択した場合は、設置工事費に係る仕様等の変更は報告不要です。

(3) 振込先口座情報の確認書類

通帳の写しなど、次の事項が確認できる書類を提出してください。

ア	補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
イ	金融機関名及び店名
ウ	預金の種類
エ	口座番号

- ・ 申請者名義の口座に限ります。
- ・ ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる照会画面の写し、キャッシュカード等の写しも可とします。

(4) 発注書の写し

E V 普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼した場合は、それぞれの発注書を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る発注書のみで可とします）。

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・ 発注書に E V 普通充電設備以外の工事等が記載されている場合は、当該発注書の全てのページ（変更契約に関するページを含む）を提出してください。

(5) 請求書の写し

- ・請求書からE V普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(6)を提出してください。
- ・内訳が「材工一式」、「配線工事一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費や労務費など内訳を記載した(6)を提出してください。
- ・E V普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの請求書を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る請求書のみで可とします）。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(6) E V普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

E V普通充電設備の設備費と設置工事費に係る経費の額の内訳が確認できるものを提出してください（(5)で内訳が確認できる場合は提出不要）。

- ・「材工一式」、「配線工事一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費は品目名、型式、数量、数量単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。労務費は人工数、人工単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。
- ・設備費のみを申請する場合は、設備費に係る内訳のみで可とします。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(7) 領収書の写し、金融機関発行の振込証等

補助事業に係る全額の支出を証する書類（※）の写しを提出してください。

※ 発注書の金額と整合性が取れていることが確認できること。設備費のみを申請する場合で、発注書に設置工事費が含まれるときは、全額の支払いが完了したことが確認できる書類を提出してください。

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られたものの写しを提出してください。
- ・インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等の写しを提出してください。

(8) 設置完了証明書（別表 3 第 10 号様式別紙 2）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(9) 完成後の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

- | | |
|---|---|
| ア | E V 普通充電設備の充電スペース全景写真 |
| イ | E V 普通充電設備の本体の写真 |
| ウ | E V 普通充電設備の銘板の写真 |
| エ | その他、申請した工事項目に該当する要部写真（デマンドコントロール機器、課金デバイス機器、ライン引き、路面表示、屋根、小屋、防護用部材、電灯、造成した充電スペースなど） |

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真の余白などに撮影項目の名称（充電スペース全景、E V 普通充電設備の本体、など）及び簡単な説明を付してください。
- ・複数基設置する場合は、交付申請時に「(11) 工事着工前の要部写真」等に付した識別番号（①、②…など）を記載してください。

(10) 完成後の設置場所見取図

次の項目が記載された図面を提出してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・設置先施設の名称・図面の作成者（所属組織名等）・充電スペース |
|---|

- ・一部又は全部を手書きした図面や、市販の地図等に必要事項を記載して作成した図も可とします。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・経済産業省補助金の記載例（※）を参照して作成してください。

※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R7-R8/R7-R8_juden_tenpu_jisseki_mitori.pdf

(11) EV 普通充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書

メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先が確認できるものを提出してください。

- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書を提出する場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限りま
- ・パナソニック製の充電用コンセントについては、保証書に製造番号等の記載がないため、パナソニック株式会社エレクトリックワークス社から「納品出荷証明書」の発行を受けて提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(12) 国の補助金等の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、交付申請時に提出していない場合は提出してください。

※ 県の補助金の確定額は、原則、国の補助金等の交付決定額により算定します。

(13) EV 普通充電設備のリースに係る契約書の写し

申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

- ・補助金相当額を使用者に還元していることが確認できるものを提出してください。

(14) その他知事が必要と認める書類

審査に必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてEV普通充電設備を整備した場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請したときは、電力会社が発行した領収書又は支払ったことを証する振込証明書（※）を提出してください。

※ 支払ったことを証する振込証明書については、インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等の写しを提出してください。

- ・「運送事業等」の用に供することを示す必要がある場合（個人事業者が申請する場合又は充電用コンセントを1基整備する場合）で、交付申請時に国土交通大臣の許可を受けたこと等を証する書類の写しを提出していないときは、実績報告時に提出してください。

8－4 実績報告に当たっての留意事項

- ・実績報告書類一式（郵送で提出する場合は写し）を控えとして保管してください。
- ・提出された実績報告書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

9 補助金の交付

実績報告書類の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・国の補助金等を受ける場合で、国の補助金額と県の補助金額を合計した金額が、E V 普通充電設備の補助対象経費を上回るときは、E V 普通充電設備の補助対象経費から国の補助金等の交付決定額を控除した額が県の交付額の上限となります。
- ・交付決定額と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・交付決定額から金額に変更がない場合は、通知はしません。銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

処分制限期間（５年）について
補助事業により設置した設備を、財産処分制限期間（５年）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、若しくは廃棄（以下「処分」といいます）する場合又は補助事業をリースにより実施する場合で、リース事業者が処分制限期間内に使用者から引き上げようとするときは、知事の承認が必要です（詳しくは「9-2 補助対象設備の処分」を確認してください）。 なお、知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。
書類の保管について
県に提出した書類一式のコピーのほか、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から<u>10年間保存しなければなりません。</u> また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

9-2 補助対象設備の処分

財産処分制限期間（５年）内にＥＶ普通充電設備を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に設備を処分する場合に提出が必要な書類
神奈川県ＥＶ普通充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（別表３第12号様式）

※ 財産処分制限期間の起算日は、補助事業の完了した日です。

※ 知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

9-3 補助対象設備の広報

補助事業により整備したE V普通充電設備について、プレスリリース等により対外的に発信する場合は、神奈川県補助を受けている旨を示してください。

(例) ・このE V普通充電設備は、令和8年度神奈川県E V普通充電設備整備費補助金の補助を受けて整備しました。

・令和8年度神奈川県E V普通充電設備整備費補助金

10 問合せ先

10-1 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

E V普通充電設備整備費補助担当

電話 050-1784-5835

受付期間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8:45～17:00（12:00～13:00 は除く）

※ 神奈川県がヒューマンアカデミー株式会社に審査事務等の一部を委託しています。

10-2 書類の提出先（郵送の場合）

各種書類を郵送により提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。レターパック等の追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

(必ず提出書類一式のコピーを手元に保管してください)

〒231-0005

横浜市中区本町1-2 日本経済新聞社横浜支局ビル

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

E V普通充電設備整備費補助担当